

## 体育施設の管理及び使用に関する規定

### 1 一般

- (1) 体育施設の管理の対象は、グラウンド、体育館、卓球場、プール、武道場、ラクロスコート、テニスコート、トレーニングルーム及び各付属施設、設備とする。
- (2) 平日における放課後の体育施設使用は、各施設管理責任者の指示に従うこと。
- (3) グラウンド、体育館等の使用割当ては保健体育科で調整する。それに従い時間を守る

特別の場合[休日、午前中授業、夏休み等]も同様である。

- (4) 体育用具、備品等使用したい時は、保健体育科の許可を得ること。無断で備品を持ち出したり、位置を変更してはならない。
- (5) 昼休みにおける施設の開放は、グラウンド、体育館とし、ボール等の貸出しは行わない。尚、休み時間は開放しない。
- (6) 部外者の使用に関しては、「神奈川県立学校開放事業実施要綱」を適用する。
- (7) 施設を傷つけたり汚したり、係職員の許可なく特別の設備などを設置することを禁ずる。
- (8) 施設に伴う器具、用具の使用については次の項目を守ること。
  - ア 運搬にあたっては引きずらないこと。
  - イ 丁寧に取扱い、安全に十分注意すること。
  - ウ 破損した時は直ちに保健体育科に報告し、その指示を受けること。
- (9) 使用後は正課体育授業に支障をきたさぬよう元の状態に復し、整備、整頓、清掃は必ず行うこと。
- (10) LHR 時の体育施設の開放は、体育館、卓球場、武道場、ラクロスコート、グラウンドとし、他の施設は使用することを禁ずる。
- (11) LHR 時の体育施設使用は、生徒支援グループ LHR 係が調整するので事前に使用願いを生徒支援グループに提出すること。次の点について必ず守ること。
  - ア 体育施設使用規定を守ること。
  - イ 必ず体育時の服装に着替えて活動すること。
  - ウ 破損、紛失した時はそのクラスで責任をもつこと。
  - エ 時間を厳守すること。
  - オ 以上についての注意を守らなかった場合は、当分の間、使用を停止することがある。
- (12) グラウンド、体育館、テニスコート以外の場所で、体育授業、部活動を除いてボールを使用してはならない。
- (13) 各施設使用については、別に定める規定を守ること。使用時間は昼休み定められた放課後とし、自習時、休憩時等の使用は禁止する。
- (14) 使用後は次の項目を厳守すること。

- ア 備品、器具、用具等は正しく規定の位置に戻して整頓しておかなければならない。
- イ 清掃すること。
- ウ 各部屋、出入口の戸及び窓を必ず閉めること。
- エ 電気使用の際は電気スイッチの点検をすること。
- オ 環境美化、整備に努めること。

(令和6年3月改正)

## 2 体育館

- (1) 館内の使用に際しては入口にて体育館シューズを着用すること。部活動の際は各部署で決めた靴を着用してもよい。
- (2) 係職員の許可なくして各小部屋、ステージの使用および館内備品、器具、電気スイッチ等に触れたり使用することを禁止する。
- (3) 備品、器具及び戸、壁、床等を破損しないように注意すること。

## 3 グラウンド

- (1) 使用する場合は外用運動靴を着用すること。
- (2) 天候により使用の可否は保健体育科、部顧問が決定する。
- (3) 散水施設の使用は係職員の許可を得ること。
- (4) 散水器等による事故防止につとめること。
- (5) 使用後はレイキ(地ならし)で整備し、器具、用具、ラインカー等を所定の位置に戻して整頓すること。
- (6) 定期的に石拾い、除草等を行い環境整備に努めること。
- (7) 照明使用の際は電灯スイッチの消灯まで責任をもつこと。

## 4 テニスコート

- (1) 使用する場合はテニス用運動靴を着用すること。
- (2) 天候により使用の可否は保健体育科、部顧問が決定する。
- (3) 自習時及び昼休み時、休憩時の使用は禁止する。
- (4) コート整備は使用の前後に実施すること。(散水、砂撒き、コートブラシ・ローラーをかける、ライン整備)
- (5) 使用の用具類を所定の位置に戻して整頓すること。

## 5 武道場

- (1) 場内の使用に際しては入口にて素足または体育館シューズを着用すること。
- (2) 器具及び戸、壁、床、畳等を破損しないように注意すること。

## 6 トレーニングルーム

(使用時間)

- (1) 原則として、授業時間以外の時間とする。

平常授業時	放課後の顧問の把握できる時間
日祝休日	8:30~18:30の顧問の指示による

※授業での利用は、授業担当教員の監督の下、この「使用規定」に準じて利用する。

(服装等)

(2) 使用の際は、体操着を着用し、制服での入室は不可とする。

(3) 上履きもしくは専用シューズを着用する。

外履き・サンダル・裸足・体育館シューズでの入室は不可とする。

(使用手順)

(4) 保健体育科準備室に常備してある使用簿に所定事項を記入する。

(5) 鍵は、保健体育科準備室に使用責任者が借りに来て、終了後速やかに返却する。

(6) 使用中、鍵は、トレーニングルーム内の所定の場所に掛けておくこととする。

(7) 使用後は、器具を整頓及び室内を清掃する。

(その他)

(8) 一度に入室できる人数は、原則として10名以内とする。

(9) トレーニングルーム内での水分補給以外の飲食は厳禁とする。

(10) 器具の使用については十分注意を払い、けが、破損のないようにする。

(11) 器具等の異常や破損を発見した際には速やかに、保健体育科に届け出る。

(12) 利用の際には、顧問の把握のもと、複数人数で利用する。(自主トレや一人での利用は認めない)

(13) 使用中は、外から中の利用状況が見えるように、ドアのカーテンを開けた状態にしておく。

上記使用規定に違反した場合は、個人または所属の部を使用停止にすることもある。